

番号		
項目	<p>健康保険証を廃止しないよう国に要請すること。 マイナンバーカード作成の強要をしないこと。</p>	
	<p>(回答)</p> <p>健康保険証を廃止し、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本とする規定等を盛り込んだ「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い、本年12月2日に、現行の保険証の新規発行は終了し、医療機関で受診等する際は、原則として、健康保険証の利用登録がなされたマイナンバーカード（以下「マイナ保険証」といいます。）を基本とする仕組みに移行しました。</p> <p>このことに伴い、マイナ保険証を所持している方には資格情報のお知らせを、マイナ保険証で医療保険のオンライン資格確認を受けることができない方には、引き続き保険診療を受けられるよう資格確認書を、各保険者がその被保険者に対して交付することとされています。</p> <p>これらの制度変更にあたっては、国民や医療機関に混乱が生じないように丁寧な周知を行うよう、国へ要望してまいります。</p> <p>また、マイナンバーカードの取得は任意です。マイナンバーカードを取得されていない方が不利益を被ることがないように、国により各種制度設計が行われているところです。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） デジタル統括室 DX 推進担当（デジタルサービスグループ）</p>	<p>電話：06-6208-7964 電話：06-6208-8860</p>

番号	<p>保険、年金、医療など社会保障制度を拡充すること</p> <p>1. ① ② ③</p>
項目	<p>①広域化にともなう独自施策の改悪は行わないこと。</p> <p>②保険料を大幅に引き下げ、払える保険料にすること。</p> <p>③平等割、均等割をなくすよう財源も含めて国に要望すること。</p>
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険の事業運営は、保険料と国庫支出金等で賄う仕組みとなっており、事業を安定して運営していくためには、保険給付費等の伸びに応じて、被保険者の方にも応分の負担をお願いすることになります。</p> <p>平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、大阪府においては、「大阪府国民健康保険運営方針」に基づき、府内市町村の保険料は、被保険者間の負担の公平性の観点から、府内のどこにお住まいでも「同じ所得・同じ世帯構成」であれば「同じ保険料額」とすることとしており、本市としても、令和 6 年度に府内統一保険料率とする府の方針に沿った対応を行ってきたところです。</p> <p>令和 6 年度以降は、前述の府の方針に基づき、これまで行ってきた市独自の保険料抑制策を講じることができなくなりますが、大阪府において、府内統一保険料率の抑制・平準化を図るため、市町村において保険料の抑制等に使われてきた財源を大阪府に集約し、有効に活用するなどによる、財政調整事業の取組を実施しており、大阪府と本市を含めた代表市町村等で構成する「広域化調整会議」等において、引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>また、高齢化の進展による保険料負担の急増や中間所得者層の保険料負担の緩和、今後の医療費の増嵩などに耐え得る財政基盤の強化を図るため、更なる財政支援の拡充を求めるとともに、医療保険制度間の保険料負担の公平化を図り、長期的に安定した制度となるよう、国民健康保険の都道府県単位化にとどまらず、医療保険制度の一本化などの制度の抜本的な改革の実施について、引き続き国に要望を行ってまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 生活福祉部 保険年金課 (管理グループ) 電話：06-6208-7961</p>

番号	保険、年金、医療など社会保障制度を拡充すること 1. ④
項目	④保険料の減免制度を拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>保険料の全額負担が困難な世帯につきましては、「大阪府国民健康保険運営方針」における「府内統一基準」に基づき、災害を理由に所得割保険料、平等割保険料及び均等割保険料を減免する制度のほか、倒産、退職、営業不振等を理由に、所得が前年と比較して3割以上減少した世帯等に対し、所得割保険料を減免する制度を実施しているところであり、今後においても、「府内統一基準」に沿った対応を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（保険グループ） 電話：06-6208-7964

番号	保険、年金、医療など社会保障制度を拡充すること 1. ⑤
項目	⑤一部負担金の減免制度を拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>一部負担金の減免は、「特別の理由」がある被保険者に限って行うことができるとされており、「大阪府国民健康保険運営方針」においても、法の趣旨に則り、「府内統一基準」として、災害や失業等の特別の理由がある場合に減免を行うことができると定められています。</p> <p>このことから、本市におきましても、災害により重大な損害を受けたときや、事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したことにより、一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者の方に対して減免を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（給付グループ） 電話：06-6208-7967

番号	保険、年金、医療など社会保障制度を拡充すること 1. ⑥
項目	⑥保険料の徴収にあたっては、加入者の実情に沿って行い、強権的な行為は行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>国民健康保険料収入の確保は単に財政面だけでなく、被保険者の負担の公平性を確保する観点からも重要であり、適切な収納対策は保険者としての責務であると認識しております。</p> <p>本市では、保険料滞納世帯に対しては、文書送付や電話などにより接触を図り、納付相談、納付指導を行う中で、個々の事情の把握に努めるとともに、必要に応じて減免制度をお示しするなど、日頃からきめ細かく丁寧な対応を行っています。</p> <p>保険料を納めていただけない世帯に対しては、関係法令に基づき財産調査を行い、その結果財産が判明した場合には、判明した財産が差押禁止財産に該当しないことやその財産の状況などを慎重に審査した上で、まず差押予告を行い、保険料滞納世帯との接触を図り、個々の事情を十分お聞かせいただくとともに自主的な納付を促しております。</p> <p>それでもなお、特別な事情がないにもかかわらず、保険料を納めていただけない場合は、関係法令に基づき適正に差押え等の滞納処分を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保険年金課（収納グループ） 電話：06-6208-9872

番号	保険、年金、医療など社会保障制度を拡充すること 2.
項目	後期高齢者医療制度を廃止すること。2割負担の改悪を元に戻すよう国に要請すること。保険料を引き下げ、軽減制度の改悪を元に戻し、拡充すること。
<p>(管理グループ回答)</p> <p>少子高齢化が急速に進展する中、国民皆保険を堅持し、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとしていくため、平成18年6月に健康保険法等の一部を改正する法律が成立、公布され、この改正により、平成20年4月からは75歳以上の高齢者（65歳以上で一定の障がいがある方を含む。）を被保険者とする後期高齢者医療制度が施行されました。</p> <p>後期高齢者医療制度につきましては、被保険者をはじめ、市民に対する広報・周知が十分でなかったこと、また、制度内容について必ずしも被保険者等の十分な理解を得られていなかったことから、国において引き続き広報・周知に努める一方、所得の低い方への保険料軽減や特別徴収から口座振替に変更できる措置等の導入など、各種改善策が講じられたことにより、制度が一定、定着してきたところです。</p> <p>また、令和5年5月19日には「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）が公布され、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するため、低所得者への負担増が生じないように配慮しつつ、後期高齢者医療制度における後期高齢者負担率の見直しなど制度改正が実施されたところです。</p> <p>今後の高齢者医療制度のあり方につきましては、医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を念頭に置くとともに、制度の見直しに当たっては、高齢者の方々が将来に不安なく、安心して医療を受けられる持続可能なより良い医療保険制度とするため、住民や市区町村の意見を確実に反映するよう、国に対して引き続き要望を行ってまいります。</p> <p>(保険グループ・給付グループ回答)</p> <p>高齢者人口の増加に伴い、後期高齢者の医療費の増大が見込まれていますが、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いた約4割は現役世代が負担する構造になっており、今後ますます拡大する見通しとなっております。</p> <p>このような状況を踏まえ、国において、医療保険制度における給付と負担の見直しを実施し、全ての世代が公平に支え合う「全世代対応型の社会保障」を構築することを目的として、令和4年10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は、医療費の窓口負担割合が1割から2割に変更されたものです。</p> <p>なお、令和7年9月末まで、変更に伴う負担増加額の上限を月3,000円に抑えるよう配</p>	

慮措置が設けられているところです。

(保険グループ回答)

後期高齢者医療制度では、保険料の軽減措置も含め保険料の賦課決定は、後期高齢者医療広域連合の権限とされており、同一都道府県内の被保険者につきましては、居住する市町村を問わず、均一な基準に基づく保険料となりますので、市町村が独自に保険料を賦課決定することはできません。

本市としましては、被保険者を取り巻く環境を考慮の上、低所得者の負担が過重にならないように十分に配慮するよう国へ要望をおこなっているところです。

担当	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (管理グループ)	電話 : 06-6208-7961
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (保険グループ)	電話 : 06-6208-7997
	福祉局	生活福祉部	保険年金課 (給付グループ)	電話 : 06-6208-7967

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 1.
項目	健康で文化的な暮らしが営まれるよう、各種基準の引き上げを国に要望すること。 諸物価値上げに伴う保護費の引き上げを要望すること。
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 2.
項目	老齢加算の復活、夏季加算を新設するよう国に要望すること。
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 3.
項目	123号と「適正に運営するための手引きについて」の通知の撤回を国に要望すること。
<p>(回答)</p> <p>本市としましては、国の通知に基づき、適正な生活保護の実施をしてまいりたいと考えております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 4.
項目	職や住まいを失った人への支援を徹底し、本人の意思を尊重すること。
<p>(回答)</p> <p>申請理由に関わらず生活保護の申請があった場合、申請者が要保護状態であり居宅生活が可能であると判断したときには、住宅の敷金扶助の手続きを進めるとともに、再び住居のない状況に戻らないよう居宅生活への移行に向けた支援を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 5.
項目	申請手続きを簡素化し、申請用紙はカウンターに置くこと。法律に基づかない説明は絶対行わないこと。面接時の可視化を図ること。申請時の助言指導書を撤回すること。扶養照会を行わないこと。認否は2週間以内に決定すること。
<p>(回答)</p> <p>申請に来庁される方に対しては、来庁者の今の状況をお聞きした上で、生活保護法の趣旨や他法・他施策を紹介するなど社会保障や福祉制度を総合的に考慮検討して、その方にとって役立つ方策をさぐる一方で、申請意思を確認した方には申請していただいています。申請書については必要な方へは受付面接担当員からお渡ししています。</p> <p>申請時に申請者が第三者の同席を求める場合は、個人情報の保護に留意しながら、適宜対応を行なっているところです。</p> <p>なお、保護は、利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、活用することを要件として行われるものであり、その活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、助言指導を行います。今後とも助言指導につきましては、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めてまいります。</p> <p>また、扶養援助を受けることができる方は、この援助を最低限度の生活の維持のために活用することが保護に優先するとされており、扶養援助を受けることができると思われる方については、扶養義務者の方に援助の可否をお伺いし、援助をお願いしています。ただし、これまでの生活歴等から扶養援助が期待できない方、扶養援助をお願いすべきではない方に対し、一律に扶養をお願いするというのではなく、個々の状況から判断して行っています。</p> <p>保護の決定は迅速に行うよう心がけていますが、法定期限である14日を超える場合には、生活保護法第24条第6項のとおり、通知に決定が遅れた理由を記載しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 6.
項目	資産申告書、同意書など認定に必要な書類の強要をしないこと。同意書の不当な内容を削除すること。
<p>(回答)</p> <p>面接に際しては丁寧に説明を行い、生活保護法第24条及び生活保護法施行細則準則に基づき関係書類を提出していただいているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 7.
項目	指導に名をかりた人権無視の不当な扶養や就労・転職の強要をしないこと。求職活動の移送費を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導や必要に応じた指導指示を行うこととされています。</p> <p>なお、求職活動に必要な交通費については、実施機関の指示又は指導を受けて、熱心かつ誠実に努力した場合は支給することができます。また、自立支援プログラムに基づき就労を目指して取り組んでおられる場合も必要な交通費の扶助を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 8.
項目	明細書を月々発行し、分かりやすいものにすること。額の変更理由を具体的に記載すること。
<p>(回答)</p> <p>新規開始時と扶助額の変更があった際に、その扶助別金額、収入認定の状況、最低生活費等を明示した保護決定通知書により保護費を通知しています。</p> <p>保護費について不明な点がありましたら、担当ケースワーカーへ問い合わせいただければご説明します。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 9.
項目	大阪市独自に、高校進学入学準備金、修学旅行費の支給をすること。こどもの進学、就労などについて制度を十分に説明すること。
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、いずれも地方自治体に裁量の余地はありません。</p> <p>現行の生活保護法においては、高等学校等の就学にかかる経費については、生業扶助で支給することが認められています。</p> <p>修学旅行費用については支給の対象外とされていますが、当該高校生にアルバイト収入がある場合に、修学旅行費等にあてられる費用については就学に必要な費用として収入認定除外すること、またやむを得ず生業扶助の対象外の経費をまかなうために貸付けを受けた場合に、修学旅行費用については収入認定除外とすることが認められています。</p> <p>高校生のアルバイト収入については、上記の収入認定除外の取扱いの他、実施要領に基づく基礎控除・20歳未満控除を行うほか、高等学校等就学費の対象とならない経費（修学旅行費、クラブ活動費、学習塾費等）に充てる場合、又は就労や早期の保護脱却に資する経費に充てられることを実施機関が認めた場合に収入認定除外の取扱いとしており、取扱いについても周知しています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 10.		
項目	医療費の一部負担金を払わせる改悪を国に要望しないこと。		
<p>(回答)</p> <p>医療扶助費の一部自己負担は、本市がこれまで、国に求めてきた生活保護制度の改正に係る要望事項のひとつですが、これは、最低生活費を保障できる給付方法の仕組みの構築を行うことを前提とするものであり、医療扶助の一部自己負担だけを求めるものではありません。</p> <p>そのうえで、一部自己負担制度を導入することで、総医療費について意識を持っていただく仕組みとすることができるのではないかと考えています。</p> <p>一方、国では、令和2年3月5日付 生活保護関係全国係長会議資料の中で、『「最低生活保障との両立の観点なども踏まえつつ、いわゆる償還払いの試行も含めた方策の在り方について検討」することについて、対策が必要となる可能性がある。』と述べられていることから、本市としまして、今後は、国の動向に注視し対応したいと考えています。</p>			
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 此花区役所 保健福祉課（生活支援）	電話：06-6208-8012	電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 11.
項目	医療券ではなく健康保険証と同じような医療証を発行すること。通院費を支給すること。医療機関の制限をしないこと。マイナンバーカードの強要を行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>医療扶助による診察、医学的処置、手術等の診療の給付は、医療扶助運営要領において、医療券を発行して行うものとされており、被保護者の申請に基づき医療扶助が開始されます。</p> <p>また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第66号。)による生活保護法の改正に伴い、令和6年3月に医療扶助にオンライン資格確認が導入され、医療機関、薬局における被保護者の資格確認については、基本的にはマイナンバーカードにより行うこととされています。</p> <p>そのため、本市におきましては、被保護者のマイナンバーカード取得等を支援するため、この間、取得促進等に取り組んでいるところです。</p> <p>通院のための移送費については、国の通知に基づき、給付可否意見書等の挙証資料及び嘱託医の審査結果により、必要性及び支給額を判断して、給付決定を行います。</p> <p>なお、費用については、敬老優待乗車証や乗車料金割引証の利用等も考慮した必要最小限度の実費の額とされています。</p> <p>医療機関の制限については、通院先の医療機関は、医療扶助運営要領に基づき、被保護者の希望、居住地などを参考としたうえで、適切に選定を行っています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課(生活支援) 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 12.		
項目	特定健診の受診を勧めること。		
<p>(回答)</p> <p>平成 19 年度まで市町村業務として実施していた基本健康診査については、平成 20 年 4 月に「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正されたことに伴って廃止となり、新たに、医療保険者が実施する特定健康診査に移行しました。</p> <p>しかしながら、40 歳以上の生活保護受給者（社会保険加入者を除く）については上記法律に謳われている医療保険の加入者に含まれないため、引き続き健康増進法に基づく市町村業務として、大阪市では、生活保護または中国残留邦人支援給付を受給中の方を対象とした健康診査を実施しており、各区においてチラシの配布や広報紙を活用した制度周知を行ってきたところです。</p> <p>なお、令和 3 年 1 月から、生活保護法に基づく被保護者については、被保護者健康管理支援事業として健診受診勧奨に取り組んでおります。</p> <p>引き続き関係部署と連携し、積極的な受診勧奨により、大阪市健康診査を定期的に受診していただき、生活習慣病等の早期発見・早期治療により、傷病の悪化防止につなげていただきたいと思います。</p>			
担当	福祉局 生活福祉部 保護課	電話：06-6208-8022	
	健康局 健康推進部 健康づくり課	電話：06-6208-9943	
	此花区役所 保健福祉課(生活支援)	電話：06-6466-9872	

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 13.		
項目	年1回の資産申告書提出の強要を止めること。		
<p>(回答)</p> <p>資産については少なくとも12箇月ごとに申告していただく必要がありますので、趣旨を説明のうえご理解をいただき、資産申告書を提出していただきます。</p>			
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 此花区役所 保健福祉課（生活支援）	電話：06-6208-8012 電話：06-6466-9872	

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 14.
項目	自立支援プログラムは、本人の意思を尊重すること。就労支援は、就労先を確保し具体的に行なうこと。
<p>(回答)</p> <p>自立支援プログラムは、実施機関が個々の被保護者に必要な支援を組織的に実施するものです。</p> <p>自立支援プログラムによる支援にあたっては、被保護者の実状を把握した上で、個別の支援プログラムを選定していきますが、対象者に対してはプログラムの選定理由や内容等の説明を行うとともに、事業の活用については本人の同意を得ることとしています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 15.
項目	生活保護世帯にも、援護資金など生活資金を貸し出すこと。
<p>(回答)</p> <p>生活保護、生活福祉資金、年金、母子父子寡婦福祉資金、傷病手当金の支給決定を受けた方へ、その支払日までのつなぎ資金として、緊急援護資金貸付事業において貸付を実施しております。</p> <p>また、この制度は、緊急かつ一時的な場合のつなぎ資金貸付であることから、必要最低限の金額を貸し付けることとしております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 16.
項目	指導指示は、被保護世帯の意志を尊重すること。
<p>(回答)</p> <p>指導指示は、生活保護法の目的である自立への支援を行う中で、被保護世帯に対しケースワーカーによる病状や家庭状況の把握などに基づき、実施機関が行うものです。</p> <p>今後とも指導指示については、生活保護法の目的の達成のため、被保護世帯の状況に応じ、十分な説明をした上で進めていきます。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 17.
項目	住宅扶助基準を実態のあったものにする事。
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はありません。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 18.
項目	漏給は、発生した時点に遡及して支給すること。
<p>(回答)</p> <p>最低生活費の過少が事後において明らかとなった場合については、実施要領に基づき、速やかに確認月の前々月分まで遡及して支給しているところです。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 19.
項目	自転車保険の掛け金を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>高校生等に自転車通学を認めている場合は、必要に応じて生業扶助により自転車保険の掛け金を支給することが認められています。その他については支給できる規定はありませんが、自転車通勤を認めている場合は、就労収入から必要経費として控除することが認められています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 20.		
項目	入院患者の日用品費を実態のあった額にすること。		
<p>(回答)</p> <p>生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっており、地方自治体に裁量の余地はないものとなっています。</p>			
担当	福祉局 生活福祉部 保護課	電話：06-6208-8012	
	此花区役所 保健福祉課（生活支援）	電話：06-6466-9872	

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 21.
項目	クーラーの必要な世帯に設置費用を支給すること。
<p>(回答)</p> <p>一定の要件を満たす場合は、冷房器具購入にかかる費用および設置費用が扶助されます。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 22.
項目	生活保護世帯への夏・冬の見舞金を復活し、保護費1ヶ月相当額を支給すること。 また、低所得者にも支給すること。
<p>(回答)</p> <p>夏期と歳末の見舞金は、一定の目的を達成したものであるとして平成16年度末に廃止したところであり、復活させることは困難です。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	生活保護制度を民主的に実施すること 23.
項目	適正な職員の配置を行うこと。警察官 OB を配置しないこと。
<p>(回答)</p> <p>生活保護実施体制につきましては、この間段階的に配置基準の見直しなどにより体制の充実を図ってきており、稼働年齢層への自立支援に重点を置くとともに、高齢世帯に関しては最低生活の保障や見守りを中心とした支援を行っています。</p> <p>加えて、調査業務の補助をおこなう職員や高齢世帯への訪問をおこなう職員、自立支援プログラムによる必要な支援をおこなう職員等を配置し、保護の適正実施に努めているところです。</p> <p>また、生活支援担当に警察官OBを配置することにより、その経験を活かして窓口の安全管理の確保等に努めています。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 保護課 電話：06-6208-8012 此花区役所 保健福祉課（生活支援） 電話：06-6466-9872

番号	低所得者をはじめ、市民の福祉施策を拡充すること 1.
項目	保育所入所を希望する全員が入所できるようにすること。特に、乳児の定員を増やすこと。病児保育所をつくること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、待機児童を含む保育を必要とする全ての児童の入所枠の確保を図るため、認可保育所等の整備を計画的に進めております。なお、乳児を含む低年齢児の保育ニーズが特に高い地域については、0～2歳児を保育する地域型保育事業所の整備を行うなどの対策を実施しております。</p> <p>病児保育所につきましては、病気の回復期に至らないお子さんをお預かりする病児保育施設 19 ヶ所（うち1 ヶ所休止中）、病気の回復期のお子さんをお預かりする病後児保育施設 17 ヶ所（うち2 ヶ所休止中）、計 36 ヶ所（令和6年12月現在）で病児・病後児保育事業を実施しております。</p> <p>病児・病後児保育については、国の要綱により基準額が定められているところですが、本市においては、基準額の細分化や独自の加算のほか、新規開設における施設改修費等の費用負担を軽減するため、開設準備経費補助を実施しております。また、事業実施者の賃借料負担を軽減するため、令和6年度に賃料補助金を創設し、病児保育施設の新たな開設を図っております。</p> <p>今後も大阪市こども・子育て支援計画に基づき、各区役所と調整しながら、その充実に努めてまいります。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 環境整備グループ 電話：06-6208-8041 こども青少年局 子育て支援部 管理課 子育て支援グループ 電話：06-6208-8112

番号	低所得者をはじめ、市民の福祉施策を拡充すること 2.
項目	幼保一元化をやめるよう国に要望すること。公立保育所の民営化はやめること。
<p>(回答)</p> <p>平成 27 年 4 月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法等に基づき、国として新たな財源も投入して、幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進を趣旨としています。</p> <p>保育事業をはじめ、子ども・子育て支援の量的拡充と質の向上を目的としており、本市としましても、新制度の円滑かつ効果的な運用に努めております。</p> <p>公立保育所につきましては、民間において成立している事業については民間に任せることとする市政改革の方針に基づき、セーフティネットとしての直営の必要性を考慮しつつ、施設の状況に応じて、原則民間移管、民間移管が困難な場合は、補完的に委託化を推進することとしています。</p> <p>また、入所率が低く将来的にも保育需要の増加が見込めない保育所については、待機児童の発生状況、周辺地域の保育所の入所状況、施設の老朽化の状況、児童の保育環境及び地域の保育事情・ニーズなどを慎重に勘案し、受入先保育所の確保を条件として、当該公立保育所の統廃合・休廃止を検討することとしております。</p> <p>なお、公立保育所については、虐待や育児放棄の恐れがある児童、障がいのある児童、外国にルーツのある児童や保護者など、配慮や支援を必要とする児童や保護者を見守り、集団の中で共に育ちあう保育を推進するとともに、関係機関と連携しながら、配慮を要する児童や保護者を支援し、セーフティネットの機能を果たせるように、また、民間の教育・保育施設を支援する役割を果たせるように必要な箇所を存続したいと考えています。</p>	
担当	こども青少年局 幼保施策部 幼保企画課 企画調整グループ 電話：06-6208-8031 こども青少年局 幼保施策部 保育所運営課 電話：06-6684-9109・9345

番号	低所得者をはじめ、市民の福祉施策を拡充すること 3.
項目	児童手当を増額するよう国に要望すること。
<p>(回答)</p> <p>児童手当につきましては、児童手当法にもとづき、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援するための国の制度です。</p> <p>「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)に基づく児童手当の抜本的拡充などを含む子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)が公布され、令和6年10月分(12月支給分)から制度が拡充されています。</p> <p>拡充内容は、次のとおりです。</p> <p>①所得制限の撤廃</p> <p>②高校生年代までの支給期間の延長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 15,000円(拡充前と同額) ・3歳以上高校生年代まで 10,000円(拡充前と同額) <p>③多子加算額と加算カウント方法の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3子以降 30,000円(拡充前15,000円) <p>現在の18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(高校生年代まで)を第1子とする扱いを見直し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの上のお子さんについて、親等の経済的負担がある場合は第1子とする扱いに変更となります。</p> <p>④支給時期を年3回から年6回(偶数月)</p> <p>児童手当の支給につきましては、児童手当法第8条第4号により、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払うこととされています。</p>	
担当	こども青少年局 子育て支援部 管理課 子育て支援グループ 電話：06-6208-8111

番号	低所得者をはじめ、市民の福祉施策を拡充すること 4.
項目	児童扶養手当の減額基準を引き上げるよう国に要望すること。所得基準は、申請者の所得のみとすること。
<p>(回答)</p> <p>児童扶養手当の額や認定にかかる所得制限限度額、養育費の申告等につきましては、国が示しております児童扶養手当法、同施行令により定められております。</p> <p>平成 20 年 4 月から受給資格者（養育者を除く）に対する手当は、支給開始月の初日から起算して 5 年又は支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して 7 年が経過したときは、手当の一部が制限されるよう制度改正されましたが、就労中・就職活動中もしくは障がい等により就労できない理由のある方は、手続きをすることにより一部支給停止措置の適用対象外となります。</p> <p>平成 26 年 12 月からは、児童扶養手当と公的年金給付等の併給制限の見直しが行われ、公的年金等の額が児童扶養手当額を下回る場合は、その差額分を児童扶養手当として受給できることになりました。</p> <p>また、平成 28 年 8 月分の手当から、第 2 子以降の手当の加算額が増額され、児童 2 人目の場合は所得に応じ月額 10,000 円～5,000 円の加算、3 人目以降は所得に応じ 1 人につき月額 6,000 円～3,000 円の加算に拡充され、平成 29 年 4 月からは加算額についても物価スライド制が適用されています。</p> <p>平成 30 年 8 月分の手当から全部支給の所得制限限度額の引上げが行われるとともに、所得控除を見直し、未婚の養育者及び扶養義務者等の所得に係る寡婦（夫）控除のみなし適用を実施してきました（令和 3 年からはひとり親控除に移行）。また令和元年 11 月から手当の支払回数が年 3 回から年 6 回に見直されました。</p> <p>令和 3 年 3 月から、障害基礎年金等を受給している受給資格者については、これまでの障害基礎年金等の総額ではなく子の加算額部分が児童扶養手当の額が下回る場合、その差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。</p> <p>令和 6 年 11 月分の手当から全部支給と一部支給の所得制限限度額が引き上げられるとともに、第 3 子以降の加算額が第 2 子と同額（全部支給の場合 10,750 円、一部支給の場合 10,740 円～5,380 円）に拡充されました。</p> <p>本市といたしましては、児童扶養手当制度の充実等について、今後も国に対して要望してまいります。</p>	
担当	こども青少年局子育て支援部こども家庭課 電話： 06-6208-8034

番号	低所得者をはじめ、市民の福祉施策を拡充すること 5.
項目	緊急援護資金の貸付窓口を区役所にすること。貸付限度額を30万円に引き上げ、返済期間を延長すること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市緊急援護資金貸付事業は、住民の生活状況の把握や生活の相談・助言・援助を職務としている民生委員による支援が不可欠であることから、大阪市民生委員児童委員協議会に事業を委託し、各区に相談窓口を設置しております。</p> <p>また、緊急かつ一時的な場合のつなぎ資金として貸付を行っており、迅速に借り受けできることから現在の貸付限度額を設定し、返済期間についても他の公的給付や公的貸付の支払日の翌日までに設定しております。</p>	
担当	福祉局 生活福祉部 地域福祉課 電話：06-6208-7951

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 1. ①
項目	①介護保険料を引き下げ、払える額にすること。保険料は本人の所得のみで行なうこと。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。</p> <p>本市では一人暮らしの高齢者や低所得者が多く、また、全国と比べると認定率が高く、介護サービスを受けられる方が多い状況となっており、介護サービスに係る費用も大きくなっております。令和6年度から令和8年度までの第9期の介護保険料につきましては、こうした状況に加え、介護保険料に直結する国の介護報酬の改定等の影響により、基準となる月額保険料を9,249円と設定させていただいたところです。</p> <p>また、介護保険料の設定については、介護保険法施行令の規定により、本人の所得状況等だけでなく、世帯全員の課税状況を考慮して、きめ細かい保険料段階を設定しています。これは、介護保険が家族の介護負担を軽減するものでもあるため、受益が生じる世帯の状況を考慮することが望ましいという考えに基づいています。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028 福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 1. ②
項目	②保険料減免基準を大幅に引き上げること。資産要件を廃止すること。また、利用料の引き上げをやめ、減免制度をつくること。
<p>(回答)</p> <p>介護保険料の軽減につきましては、保険料段階が第1段階から第4段階で、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮しておられる方に、第4段階の保険料の2分の1に相当する額まで軽減する制度を設け、実施しております。なお、収入要件の基準額については、社会福祉法人利用者負担軽減制度要件及び他都市の実施状況等を勘案して設定しております。</p> <p>市町村が条例に基づき保険料の減免を行う場合は、厚生労働省の指導により「資産を考慮せず、収入のみに着目して一律に減免することは、正確な負担能力を個々具体的に判断しないまま減免を行うこととなり、不公平である」という原則の主旨を踏まえて実施することになっています。そのため、ご本人と世帯員の収入だけではなく、資産・扶養の有無及び保険料の納付状況も含めて適用するかどうかを決定しており、これらを確認するために必要な書類の提出をお願いしています。</p> <p>利用料につきましては、サービスに係る費用の1割、2割又は3割を負担していただいています。</p> <p>利用者負担額が高額になる場合は、高額介護サービス費の支給により負担軽減を図っており、年金収入等が年80万円以下の利用者負担第2段階の方については、月額負担上限額を15,000円とし、低所得者に対する自己負担が少なくなるよう設定されております。</p> <p>また、各医療保険における世帯内の1年間の介護保険と医療保険とのサービス利用にかかった利用者負担の合計が一定の上限金額を超えた場合については、高額医療合算介護（介護予防）サービス費を支給しております。</p> <p>加えて、施設入所者等にご負担いただいている食費・居住費についても、所得に応じた負担限度額が設けられ、基準費用額と負担限度額との差額が、特定入所者介護サービス費として支給されています。</p> <p>さらに、社会福祉法人等が提供する福祉サービスについては、低所得者の利用料を軽減する制度を法人等の協力を得て実施しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、低所得者に対する利用料の減免措置は国において統一的に行われるべきものと考えており、引き続き国に要望してまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8033

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 1. ③
項目	③保険料滞納による、給付制限を行わないこと。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は、被保険者の皆様が保険料を負担し、相互に助けあう社会保障制度です。 保険料滞納者に対する給付制限は、介護保険法の規定に基づき行っているものであり、負担の公平性の観点からも必要な措置であると考えております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課 (保険給付グループ) 電話：06-6208-8033

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 1. ④
項目	④保険料は年金からの天引きと口座振替の選択ができるようにすること。
<p>(回答)</p> <p>介護保険料の徴収方法につきましては、65 歳以上で老齢年金・退職年金・障がい年金・遺族年金（老齢福祉年金を除く）を年額 18 万円以上受給されている被保険者は、介護保険法第 135 条の規定により保険料は年金からお支払い（特別徴収）していただくこととなります。なお、被保険者が特別徴収か口座振替等による普通徴収かを選択することはできません。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8059

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 1. ⑤
項目	⑤介護認定は、身体機能の把握だけでなく、精神状況や家族、住居の条件など高齢者の生活状況を総合的に判定すること。
<p>(回答)</p> <p>要介護（要支援）認定は、介護が必要な状態かどうか、必要な状態であればどの程度かを認定するものであり、公平性と客観性の観点から、認定調査項目や主治医意見書の記載事項、認定審査会における審査判定手順等、要介護認定事務の全般について全国一律の基準が定められています。</p> <p>介護保険法において要介護（要支援）認定を行うにあたっては、当該被保険者の心身の状況やその置かれている環境等を調査し、主治医に対しては身体上又は精神上の障がいの原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めることとなっており、本市におきましても法令等に基づき当該被保険者の心身の状況の的確な把握に努め、公平・公正な審査判定を行っているところです。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（認定グループ） 電話：06-4392-1727

番号	高齢者が安心してくらする施策を拡充すること 1. ⑥
項目	⑥希望者が入所できるよう特別養護老人ホームを増設し、待機者をなくすこと。
<p>(回答)</p> <p>令和6年12月現在、大阪市所管の特別養護老人ホームは171施設14,700人分が開設されております。</p> <p>本市では、3年毎に「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しており、現第9期計画[(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)]においては、特別養護老人ホームの整備目標について、令和8年度目標の定員数を14,900人に設定しております。</p> <p>特別養護老人ホームの整備にあたっては、今後とも引き続き必要性・緊急性の高い入所申込者が概ね1年以内に入所が可能となるよう、要介護高齢者数の伸び等を勘案し、必要となる整備目標を定め、計画的な整備に努めてまいります。</p> <p>なお、特別養護老人ホームの入所対象者は原則要介護3以上の方とされていますが、要介護1又は2の方であっても、やむを得ない事情により特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、特例的に特別養護老人ホームへの入所が認められます。</p> <p>特例入所の要件は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること ・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である、若しくは育児、就労等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること 	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 電話：06-6241-6530

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 1. ⑦
項目	⑦国に介護給付を保険から外す改悪や利用料の引き上げを行わないよう要望すること。
<p>(回答)</p> <p>介護保険制度は全国統一の制度であり、制度改正については国において適切に審議されているところでありますので、本市としては制度改正等に当たっては、被保険者の生活や保険者の運営に配慮するよう国に要望を行ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 1. ⑧
項目	⑧すべての介護認定者に「障害者控除対象者認定書」を発行すること。
<p>(回答)</p> <p>「障がい者控除対象者認定書」については、昭和45年6月10日社老第69号厚生省社会局長通知「高齢者の所得税法上の取扱いについて」及び昭和46年7月5日社老第77号厚生省社会局長通知「高齢者の地方税法上の取扱いについて」に基づき、障がい者控除の対象となる身体障がい者に準ずる者等として認定できる65歳以上の高齢者に対して交付しております。</p> <p>よって、介護を必要とする状態を判断する要介護認定と障がいによる日常生活活動の制限の度合いを判断する障がい程度とはその判断基準が異なり、要支援・要介護認定のみをもって一律に税法上の障がい者控除の対象とはならないことから、要支援・要介護認定者全員に「障がい者控除対象者認定書」を発行することはできません。</p> <p>障がい者控除については、今後もリーフレットやくらしの便利帳に掲載するなど、周知を図ってまいります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-8060

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 2.
項目	一人暮らし高齢者などへの防水型緊急通報機器の貸与制度を拡充し、必要なすべての人に貸与すること。
<p>(回答)</p> <p>緊急通報システム事業は、65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、又は1日のうち8時間程度一人となる65歳以上の高齢者を対象に、急病等の緊急時に対応するため、緊急通報機器を貸与し、受信センターが24時間体制で通報を受信し、緊急時に適切な対応を行うとともに、日常生活に関する健康相談に対応しております。</p> <p>携帯型の緊急通報機器及び固定型の緊急通報機器のペンダント型送信機については、簡易防水機能を備えております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 3.
項目	紙おむつや火災警報器などの支給対象を拡充すること。
<p>(回答)</p> <p>紙おむつなどの介護用品を含む介護用品支給事業につきましては、市内に居住し、</p> <p>①介護保険制度の要介護状態区分が4または5の方</p> <p>②介護保険制度の要介護状態区分が3で介護認定調査票の「排尿」「排便」のいずれかが全介助の方</p> <p>を在宅で介護する家族（介護者）のうち、要介護高齢者世帯及び介護者世帯ともに市民税非課税世帯の方を対象に、要介護高齢者及び介護する家族の負担を軽減することを目的に実施しております。</p> <p>本市における介護用品支給事業は、国が定める地域支援事業に基づき実施していることから、支給対象者につきましては国が定める支給要件等を参考に定めています。</p> <p>次に、火災警報器を含む日常生活用具給付事業につきましては、市内に居住する65歳以上の在宅高齢者のうち、所得税非課税世帯であって、要介護1から5の高齢者又は防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等を対象に、自動消火器（1台）や火災警報器（緊急通報システム連動型）（2台まで）の給付を行っています。また、防火等の配慮が必要なひとり暮らしの高齢者等を対象に電磁調理器（1台）の給付（前年所得税課税年額に応じて費用を負担）を行っています。</p> <p>いずれの事業にいたしましても、支援を必要とする低所得世帯を支給（給付）対象としており、現時点で対象者の見直しは考えておりません。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 4.
項目	電磁調理器は、ヤカン、鍋、フライパンなどとセットで給付すること。
<p>(回答)</p> <p>日常生活用具給付事業において、防火の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等を対象に電磁調理器の給付を行っておりますが、ヤカン、鍋、フライパンなどについては、制度利用者が適宜調達するものと考えていることから、本市が事業として給付する種目には含めておりませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、電磁調理器の給付にあたっては前年所得税課税年額に応じて費用を負担していただきます。(非課税世帯は利用者負担上限額0円)</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	高齢者が安心してくらす施策を拡充すること 5.
項目	高齢者アパートなど公的住宅を増やし、高齢者世帯などへの家賃補助制度を確立すること。
<p>(回答)</p> <p>高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、各関係機関は、高齢者等に対する住宅相談を含めた住まいに関する様々な情報提供を行っております。</p> <p>大阪市では、毎年5月頃、市営住宅の一部を高齢者福祉住宅として優先募集しており、平成3年度から高齢者ケア付住宅の募集を開始しました。また、これまでのケア付住宅の課題を踏まえ、高齢者の方や障がいのある方がより安心して暮らすことができる環境づくりを目指して、令和6年度からケア付住宅の新規募集を停止し、空き家となったケア付住宅を順次、ICT技術を活用して24時間見守りをおこなう「見守り付住宅」に転換し、募集を開始しており、高齢者の在宅生活の支援に努めております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 6.
項目	熱中症予防のため、クーラー設置にあたり低所得者や生活保護世帯に対して支給制 度を講じること。
<p>(回答)</p> <p>本市においては、例年、夏を迎える前に本市ホームページ、広報紙等を通じて熱中症予 防のための情報等を掲載し、また、各区保健福祉センター、福祉局及び環境局が実施して いる高齢者宅等への訪問事業の際に熱中症予防についての注意喚起を行っております。</p> <p>加えて本市全所属に対して、広く市民等に熱中症予防の啓発や注意喚起を依頼するなど の取り組みを強化し、とりわけ高齢者の総合相談機能を持つ地域包括支援センターや民生 委員・児童委員、社会福祉協議会など広く関係団体にも協力を求め、見守りや声掛けなど、 きめ細やかな対応をお願いしております。</p> <p>今後とも、気象状況にも十分留意しながら、関係局において熱中症対策に取り組んでま いります。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 電話：06-6208-8026

番号	高齢者が安心してくらせる施策を拡充すること 7.		
項目	補聴器を保険適用すること。当面、必要な人の購入にあたって補助制度を講じること。		
	<p>(回答)</p> <p>介護保険制度における福祉用具貸与及び福祉用具購入（それぞれ介護予防含む）の保険給付対象品目は、厚生労働省の告示により定められております。</p> <p>補聴器を用いた場合の認知機能低下の予防に関する有用性が認められた場合の補聴器購入にかかる保険適用については、今後も国の動向を注視してまいります。</p> <p>加齢に伴う難聴等は、コミュニケーションを困難にするなど日常生活に支障をきたす大きな原因となっており、高齢者が社会的孤立やうつ、認知症、フレイルに陥る危険性を高めるという研究結果も報告されていることから、本市としましても、補聴器が普及し効果的に利用されることにより、認知症の発症リスクの軽減やうつ、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸につながるものと考えております。</p> <p>国においては、平成30年度から「補聴器を用いた聴覚障がいの補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究」が行われており、国に対し大都市民生主管局長会議等においても要望しているとおり、まずは国が研究結果を早期に取りまとめ、医学的エビデンスを踏まえたうえで、認知症予防の効果が認められる場合には、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設すべきものであると考えており、引き続き、国に対して公的助成制度の創設について強く要望してまいります。</p>		
担当	福祉局	高齢者施策部	介護保険課（保険給付グループ） 電話：06-6208-8033
	福祉局	高齢者施策部	地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9995

番号	すみよい街づくりをすすめること 1. ①
項目	①区内に大量建設すること。建替え計画を早く住民に知らせること。
<p>(回答)</p> <p>本市では、市営住宅の供給につきましては、住宅施策の重要な柱の一つと位置付け取り組んでまいりました。その結果、市営住宅の管理戸数は約 11 万戸と、住宅総数に占める比率は政令市でもトップの水準となっております。</p> <p>今後の整備につきましては、現在ある住宅ストックを良好な社会的資産として有効活用していくことが重要であると考えておりました、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、建替事業等を効果的・効率的に進めてまいりたいと考えております。</p> <p>建替事業の実施にあたりましては、上記計画に基づき、耐震基準を満たさない住宅などから優先的に事業化を行っております。</p> <p>また、事業対象者の方々へは、事前に自治会役員の方々と日程を調整させていただいたうえで、事業内容や移転計画、移転までのスケジュールなどを説明して事業を実施しているところです。</p> <p>今後とも、事業内容や移転計画などを丁寧の説明したうえで、事業計画にご理解を得て進めてまいりたいと考えております。</p>	
担当	都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ 電話：06-6208-9243 都市整備局 住宅部 建設課 建替改善グループ 電話：06-6208-9251

番号	すみよい街づくりをすすめること 1. ②
項目	② 1 1 回落選者の優遇入居制度と家賃減免制度を元に戻すこと。
<p>(回答)</p> <p>(11 回落選者の優遇入居制度について)</p> <p>従来実施しておりました「11 回落選者特別措置制度」は、定期募集に多数回落選し市営住宅に入居できない住宅困窮者を救済するための優先選考であり、落選回数が 11 回以上となった方について、順位を抽選のうえ登録し、希望行政区を踏まえ、本市が指定する空家へ登録順位に従い斡旋するもので、これまで一定の役割を果たしてきたと認識しております。</p> <p>しかしながら、この制度については、登録件数が年々増加し、この制度による入居が募集可能な空家の約 1/3 を占めるようになり、若い世代の別枠募集や福祉的な募集といった政策的な募集の展開を難しくしていることや、他の優先選考と比較して著しく不均衡が生じていることなど、募集制度全体がバランスに欠けているという課題がありました。</p> <p>このため、多数回落選実績保有者の居住の安定に十分配慮しつつ、募集制度全体がよりバランスのとれた制度となるよう見直しを行いました。</p> <p>具体的には、定期募集の落選回数実績が 11 回以上の方を引き続き優先選考の対象とし、従来の「登録制度」から「別枠募集制度」に改め、平成 24 年 9 月から実施しています（従来の登録制度は、平成 24 年 2 月募集で落選回数が 11 回以上となった方の登録をもって終了しました。）。</p> <p>なお、最終登録期限までに登録された方については、従来の制度により住宅を斡旋しています。</p> <p>また、緊急に住宅の確保を要する方に対しては、法令で定める特定入居制度のほかは定期募集等による対応しかできませんでしたが、平成 19 年 3 月から公営住宅・改良住宅の空家の一部について随時募集を実施するなど、対応を図っているところです。</p> <p>(家賃減免制度について)</p> <p>公営住宅の家賃は、その制度趣旨から、収入と住宅の規模・設備水準等に応じた応能応益家賃として、所得の低い方でも負担可能な低廉な家賃となっておりますが、世帯の収入が著しく低いなどの理由により家賃の全額負担が困難な場合に、応能応益家賃を補完するための福祉的配慮として、入居者からの申請に基づき、家賃の減免を行っております。</p> <p>平成 24 年 2 月の家賃減免認定分までは、政令月収 74,000 円以下の世帯を対象とし、政</p>	

令月収を 10 段階に区分し、区分ごとに家賃減免算定基礎額を定め、家賃減免算定基礎額に住宅係数を乗じて得た額と、区分ごとに定めた最低負担額を比較して、いずれか高い額を減免後家賃としておりました。

しかしながら、当時の家賃福祉減免制度の適用を受けている世帯をみますと、同じ世帯収入でも収入の種類等によって家賃算定上の所得に大きな差が生じ、適用される家賃額が異なるという収入算定上の課題や、住宅の広さや設備水準等の便益が十分に反映されていないことなど、受益と負担の公平の観点からの課題がございました。

そのため、平成 24 年 3 月以降における家賃減免認定分からは、収入の種類にかかわらず総収入をもとに家賃減免の適否を判断するよう改めるとともに、減免後家賃について、住宅の便益がより反映されるよう応能応益家賃に減額率を乗じて算定する方法に変更しております。

担当	都市整備局 住宅部 管理課（入居契約）	電話：06-6208-9264
	都市整備局 住宅部 管理課（家賃収納）	電話：06-6208-9262

番号	すみよい街づくりをすすめること 2.
項目	低所得者の民間家賃補助制度をつくること。
<p>(回答)</p> <p>本市は、全国的にみてもトップ水準となる約11万戸の市営住宅を有しており、この市営住宅ストックの活用を基本として住宅セーフティネットの構築を図っているところです。</p> <p>民間賃貸住宅を活用した家賃補助制度につきましては、財政面や制度の実施面などにおいて困難な点がございますので、実施することは極めて難しいものと考えております。</p>	
担当	都市整備局 企画部 住宅政策課（住宅政策） 電話：06-6208-9217

番号	すみよい街づくりをすすめること 3.
項目	大震災に備えて、建物の耐震化と津波対策を図ること。
<p>(回答)</p> <p>南海トラフ巨大地震の発生がより一層危惧されるなか、民間住宅の耐震化を促進するため、本市では、市全域を対象に一定要件を満たす木造戸建住宅等を中心に耐震診断・改修補助事業を実施しています。</p> <p>木造戸建住宅等の耐震診断については、費用の 10/11 以内（補助限度額 5 万円×戸かつ 20 万円/棟）を補助しています。また、耐震改修設計（耐震改修工事の見積りを含む。）については、費用の 2/3 以内（補助限度額 10 万円×戸かつ 18 万円）を補助しています。</p> <p>木造戸建住宅等の耐震改修工事については、改修工事費用の 1/2 以内（補助限度額 100 万円×戸/棟）としています。</p> <p>また、建物全体を補強する工事に加え、1 階のみを補強又は 1 階の寝室等の一部屋にシェルターを設置する工事も補助対象としております。</p> <p>市設建築物については、災害対策の指揮・情報伝達の中核拠点となる区役所や、消火活動の拠点となる消防署及び避難所に指定されている学校施設等など、災害時に重要な役割を担う災害対策施設等の耐震化を推進しており、平成 27 年度末時点で耐震化率は約 99%となりました。残る施設の早期の耐震化完了をめざし、引き続き取り組みを進めているところです。</p> <p>今後とも、安全で安心して暮らせる住まいづくりに向けて、引き続き、建物の耐震化の促進に努めてまいります。</p> <p>なお、此花区におきましては、土地が低く水害時には大きな被害が想定され、急いで避難することが必要な場合があることから、津波避難ビルや一般国道 43 号線の安治川大橋及び正蓮寺川橋、正蓮寺川公園東端の高台、嬉ヶ崎橋等の水害に対する指定緊急避難場所の確保に努めるとともに、小中学校において津波からの避難をはじめとした防災授業の実施や、地域や学校と連携した津波避難訓練を実施しており、今後も引き続き、広報このはなによる啓発や津波避難訓練の実施を促進し、津波被害の軽減に努めてまいります。</p>	
担当	都市整備局 市街地整備部 住環境整備課(防災・耐震化計画) 電話:06-6208-9622 都市整備局 企画部 ファシリティマネジメント課(ファシリティマネジメント) 電話:06-6208-9376 此花区役所 まちづくり推進課(危機管理) 電話:06-6466-9504

番号	すみよい街づくりをすすめること 4.
項目	正蓮寺川公園は、整備を早め区民の声を反映したものにすること。
<p>(回答)</p> <p>正蓮寺川公園の整備にあたっては、これまで区民の方々からアイデアやヒントをいただくためワークショップやアンケートを実施し、また、正蓮寺川・六軒家川環境整備推進協議会においては、正蓮寺川公園基本計画（素案）、整備コンセプト、設計平面図と順を追ってご報告し、ご確認いただいております。</p> <p>なお、令和3年度末までに森巢橋から上流部の約6haの区画については整備が完了しております。</p> <p>今後整備を行っていく区画は約12.3haもあることから、整備には一定の期間が必要となりますが、関係機関とも連携しながら公園整備を進めていくとともに、整備内容について引き続き、協議会などを通じて、区民の方々的心声を反映してまいりたいと考えています。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 調整課 電話：06-6615-6708 建設局 公園緑化部 公園課 電話：06-6615-6769

番号	すみよい街づくりをすすめること 5.
項目	公園や街路の樹木をふやすこと。
<p>(回答)</p> <p>本市はもともと自然の緑に恵まれず、緑やオープンスペースがきわめて少ない状況にありましたが、昭和39年に「緑化100年宣言」を採択し、公園樹や街路樹をはじめとした緑の量的拡充に重点をおき、市民・事業者・行政が一丸となって緑化に取り組んでまいりました。</p> <p>さらに現在、みどりのまちづくり審議会において、緑の基本計画の改定とあわせ、今後の街路樹や公園樹の維持管理の考え方について、ご議論いただいているところです。</p> <p>こうした議論を踏まえ、中長期的な視点で市内の街路樹、公園樹の維持管理目標を定め、データに基づく計画的な維持管理を進めていくことで、都市のみどりをしっかりと育み、人々が快適に過ごすことができる、緑豊かでゆとりのある都市空間の創出を目指してまいります。</p>	
担当	建設局 公園緑化部 緑化課 電話：06-6615-6891

番号	すみよい街づくりをすすめること 6.
項目	小中学校の統廃合でなく、少人数学級を実現すること。
<p>(回答)</p> <p>大阪市では、有識者等で構成する「大阪市学校適正配置審議会」(以下、「審議会」という。)からの答申をふまえ、子どもたちが将来、社会生活を営むうえで必要な社会性や困難に立ち向かう力を獲得して成長していくために、学校は一定の集団規模であることが必要なことから、学校配置の適正化に取り組んでいます。</p> <p>今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して取り組みを進める必要があることから、大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、取り組みを進めております。</p> <p>また、小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校についても小規模化の進行が見られたため、令和6年3月に審議会より「中学校の配置の適正化にかかる意見書」が提出されました。</p> <p>当該意見書を踏まえ、令和6年9月開催の総合教育会議において、「一定の集団規模が確保された良好な教育環境を整えるためには、中学校についても、学校配置の適正化を進めることが必要であり、小学校と同様に規定化することが望ましい」との方向性が確認されたことから、現在規定化に向けた検討を進めております。</p> <p>学校配置の適正化の検討につきましては、ニアイズベターの考え方のもとに、区担当教育次長である区長のリーダーシップの下、学校再編整備計画を策定、公表のうえ、保護者・地域の皆さまからご意見を聴くこととしており、教育委員会としましては区役所と連携し、児童・生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実に努めてまいります。</p> <p>少人数学級の実現に関しては、公立小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」および「同施行令」に基づいて、通常学級について、小学校及び義務教育学校前期課程は1学級35人、中学校及び義務教育学校後期課程は1学級40人を標準として、小学校及び義務教育学校前期課程については令和7年度までに段階的に改めていくこととされています。</p> <p>学級編制の標準の引き下げは、国の責任においてその財源措置と共に実施されるべきと考えており、本市としても指定都市教育委員会協議会を通じて、国に対して要望を行っております。</p>	
担当	教育委員会事務局 総務部 学事課 電話：06-6208-9111・9114

番号	すみよい街づくりをすすめること 7.
項目	敬老パス有料化を元に戻すこと。
<p>(回答)</p> <p>敬老優待乗車証交付制度は、高齢者の方々に敬意を表するとともに、高齢者の社会参加の推進を図ることを目的としたいきがい施策であり、市内に住所を有する70歳以上の方を対象としています。</p> <p>敬老優待乗車証（敬老パス）をお持ちの方は、Osaka Metro（オオサカメトロ）が運行する地下鉄、ニュートラムと大阪シティバスが運行するバスを1乗車50円でご乗車いただくことができます。</p> <p>本制度は多くの高齢者が利用されており、高齢者の方のいきがいづくりや社会参加の促進に大きく貢献している重要な制度であることから、今後も制度を維持継続していくために、利用1回につき50円のご負担をいただいております。</p>	
担当	福祉局 高齢者施策部 高齢福祉課 いきがいグループ 電話：06-6208-8056

番号	すみよい街づくりをすすめること 8.
項目	カジノを認めず、此花区に誘致しないこと。
<p>(回答)</p> <p>I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテイメント施設、カジノ施設など、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。</p> <p>大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。</p> <p>さらに、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、府民・市民の暮らしの充実やさらなる都市魅力・国際競争力の向上を図っていきたいと考えています。</p> <p>今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでいきます。</p>	
担当	I R推進局 推進課 計画グループ 電話：06-6210-9234

番号	すみよい街づくりをすすめること 9.
項目	「民泊」は付近住民への迷惑行為のないように運営させること。違法なものは取り締まること。
<p>(回答)</p> <p>特区民泊（国家戦略特別区域法に基づく外国人滞在施設経営事業の認定を受けた施設）及び新法民泊（住宅宿泊事業法に基づく届出を行った施設）の事業者は、周辺地域の住民からの苦情及び問合せがあった時は、適切かつ迅速に対応する必要があります。</p> <p>また、円滑に民泊事業を行うには、近隣住民の不安を払拭し、未然にトラブルを解消することが重要であることから、特区民泊においては、これまで申請前の周辺住民への説明は、説明会か戸別訪問を行った上で、欠席や不在の場合は説明資料をポスティングし問合せに適切に対応することで別途の戸別訪問は不要としていましたが、「国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例」を令和2年4月1日に一部改正し、より多くの周辺住民と意見交換を行い、不安の解消などトラブルの未然防止につなげるため、申請前の説明会の開催を義務付けることとしました。</p> <p>新法民泊については、これまで法令上届出時に消防法令適合通知書の提出が義務付けられていなかったため、消防署の立入検査による適合状況の確認が民泊事業開始後となることありましたが、「大阪市住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を令和2年4月1日に一部改正し、民泊事業開始前に消防署による立入検査を行い消防法令の適合状況の確認を行うことによって、周辺住民の安全安心につなげるため、届出をする際には、消防法令適合通知書の提出を義務付けることとしました。</p> <p>違法民泊への対応として、平成30年4月に市長をトップとした「大阪市違法民泊撲滅チーム」を設置し、平成30年6月1日には大阪市職員と警察官OBから成る「違法民泊指導実動部隊」を発足しました。実動部隊の活動により、多くの違法民泊施設を解決に導いているところですが、依然として新たな違法民泊施設に関する情報も寄せられていることから、今後も根気強く、徹底的に違法民泊への指導を行います。</p>	
担当	健康局 健康推進部 生活衛生課 電話：06-6208-9981